

様式第三（第5条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車に該当するいわゆる「電動キックボード」（以下単に「原動機付自転車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する新事業活動に係る法第9条第1項に規定する新事業活動計画として同項の認定（法第10条第1項の認定を含む。）を受けたものに記載された当該新事業活動を実施する区域においては、当該計画に従って貸し渡されている原動機付自転車が、普通自転車専用通行帯を通行することが可能となるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の適用に関する新たな規制の特例措置を講ずることとします。

なお、当該新たな規制の特例措置は、当該新事業活動計画が次の(1)及び(2)に該当し、当該原動機付自転車が次の一定の基準に該当する場合に限り適用することとします。

- (1) 貸し渡される原動機付自転車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- (2) 貸し渡される原動機付自転車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

（一定の基準の内容）

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（ア）長さ 140センチメートル

（イ）幅 80センチメートル

（ウ）高さ 140センチメートル

イ 車体の重量は、40キログラムを超えないこと。

ウ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

（ア）原動機として、電動機を用いること。

（イ）20キロメートル毎時以上の速度を出すことができないこと。

（ウ）運転者席は、立席であること。

2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し

令和2年9月下旬頃

3. その他

新たな規制の特例措置の整備に係る内閣府令の制定に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募手続を行う必要があり、当該意見公募手続の結果等によっては、新たな規制の特例措置の内容及び整備時期について変更があり得ます。